

長崎県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を
定める条例

平成19年2月2日

条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第102条第2項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成19年12月31日までに招集する定例会の回数は、この条例の規定にかかわらず、1回とする。